

機密保持契約書

(以下、「甲」という。) と、国際化JP株式会社 (以下、「乙」という。) とは、甲が乙に委託する『ソースコード診断サービス』(以下、「本業務」という。) のために甲が乙に開示する甲の機密事項の取扱いに関し、次の通り契約する。

第1条 (定義)

本契約における機密事項とは、甲が乙に開示するに当たって、書面・口頭とを問わず、甲の機密事項である、ソースコード、文書、図面、その他書類、又はCD、DVD、USBメモリ等磁氣的若しくは光学的に保存された甲の業務上における一切の知識及び情報をいう。但し、乙につき次の各号の一に該当するものは除外する。

- (1) 甲より開示を受けた時点において既に公に知らしめられているもの
- (2) 甲より開示を受けた後に乙の故意・過失によらず公知となったもの
- (3) 甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は機密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを乙が証明できるもの

第2条 (機密保持義務)

乙は、前条による機密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。ただし、事前に甲より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受理するまでは、当該第三者に対し前条の機密事項を開示しないものとする。

3 当該第三者に機密事項を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。

第3条 (使用目的)

乙は、本契約により開示される機密事項を本業務の目的のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

第4条 (開示の範囲)

乙は、第1条により開示された機密事項を、乙の役員又は従業員であって本業務に従事し業務遂行上当該機密事項を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員または従業員に対して本契約で定めた事項については、その義務を遵守させるものとする。

第5条 (機密情報の保管)

乙は、甲より開示された機密情報を、業務上必要な場合を除いて複製を作成せず、適正に保管しなければならない。

2 乙は、甲より書面による要請があった場合、機密情報の保管場所及び保管状況について報告しなければならない。

第6条（機密情報の返還）

乙は、下記の各号の一に該当する場合には、甲の指示に従い機密情報を甲に返還若しくは破棄するものとし、その後一切の機密資料を保持しないものとする。

- （1）本契約で定める使用目的が終了した場合
- （2）本契約を終了又は解除した場合
- （3）甲より書面による返還の請求があった場合

第7条（損害金）

乙又は第2条の第三者に起因する事由により、機密事項が漏洩したことにより甲が損害を蒙った場合には、甲は乙に対し直接かつ現実に蒙った通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。但し、本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことが明らかになった場合はこの限りでない。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、1年間とする。ただし、本業務が有効期間内に完了した場合は、その時点をもって契約期間は終了するものとする。

2 本業務終了後も第2条 機密保持義務は有効に存続するものとする。

第9条（管轄裁判所）

本契約に関して生じた法律上の紛争については東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを解決する。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所
甲 会社名

印

住所 東京都千代田区内神田2-11-6
乙 会社名 国際化JP株式会社
代表取締役 末廣 陽一

印